

福島県入札制度等監視委員会の機能について

1 入札制度等監視委員会の機能について

(監視機能)

入札・契約制度の構築及びその適正な運用について調査・審議する機能と談合情報について調査検証する機能を付与することなどにより、現在の県入札監視委員会の機能を充実・強化するよう検討し、入札制度について不断の見直しが行えるようにする。

なお、県入札監視委員会は、平成 19 年 1 月 1 日から総務部に移管する。

(平成 18 年度から実施)

【平成 18 年 12 月 28 日行財政改革推進本部決定「入札等制度改革に係る基本方針」から抜粋】

2 委員会機能の充実・強化の状況及び今後の予定

平成 18 年 12 月 28 日 福島県入札監視委員会設置要綱の一部改正
(平成 19 年 1 月 1 日施行) <改正内容>

委員会の所管を土木部から総務部に移管

平成 19 年 1 月 17 日 福島県入札監視委員会設置要綱の一部改正
<主な改正内容>

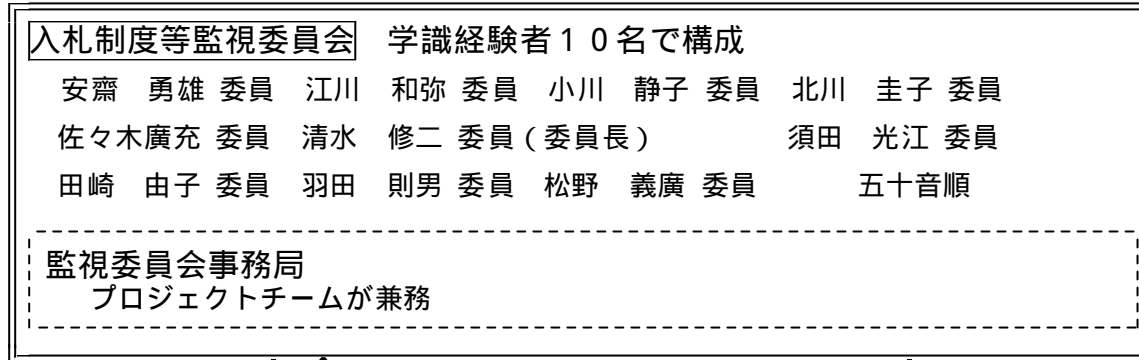
- ・名称を「福島県入札制度等監視委員会」に改めた。
- ・委員会の事務に「入札及び契約の適正化に係る重要事項の審議を行うこと。」を追加した。
- ・委員の人数を 10 人とした。
- ・会議の公開に関する取扱いについては、委員長が委員会に諮って定めることとした。

平成 19 年 2 月議会(予定) 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)の提出

<改正(案)の内容>

- ・「福島県入札制度等監視委員会」を条例により設置
- ・談合情報の調査検証機能を付加

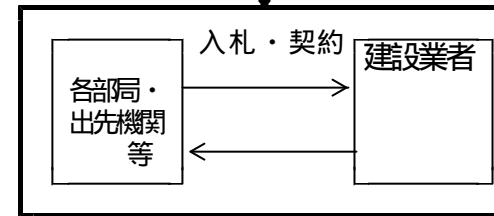
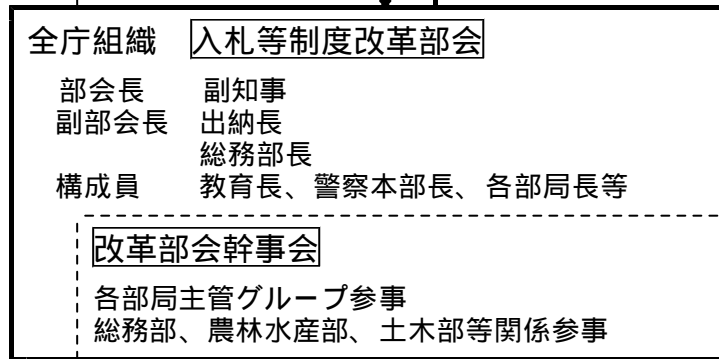
入札制度等の改革及び監視に関する組織について



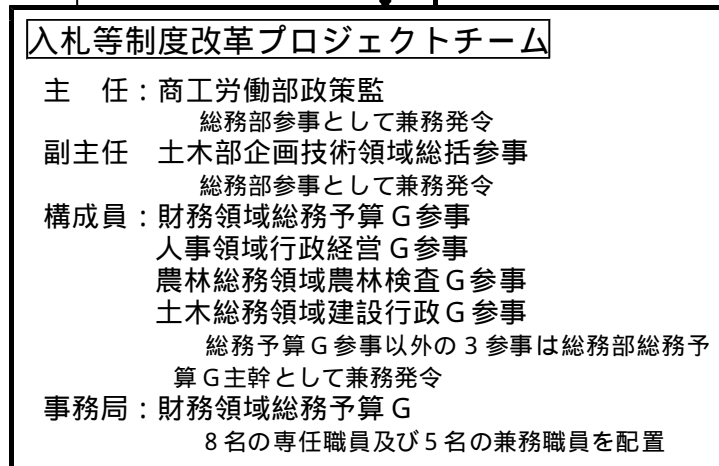
行財政改革推進本部

改革

監視



改善事項



入札等制度改革部会設置要綱

(設置)

第1条 入札等制度の在り方について、具体的実態調査等を踏まえて検証し、より公正かつ透明性の高い諸制度を確立するため、福島県行財政改革推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、行財政改革推進本部に入札等制度改革部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は副知事、副部会長は出納長及び総務部長をもってこれに充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、第1項に掲げる者以外を構成員とすることができる。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 入札等制度についての実態調査に関すること。
- (2) 入札等制度について、より公正かつ透明性の高い諸制度の確立等に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じ部会長が召集する。

- 2 部会長は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

(プロジェクトチーム)

第6条 部会の支援や部局間の調整等にあたるため、「入札等制度改革検討プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

- 2 プロジェクトチームの構成は別記のとおりとする。

(庶務)

第7条 部会及び幹事会、プロジェクトチームの庶務は、総務部財務領域総務予算グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会等の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

副 知 事
出 納 長
教 育 長
警 察 本 部 長
直 轄 理 事
総 務 部 長
企 画 調 整 部 長
生 活 環 境 部 長
保 健 福 祉 部 長
商 工 労 働 部 長
農 林 水 産 部 長
土 木 部 長
出 納 局 長
企 業 局 長
病 院 局 長
議 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
労 働 委 員 会 事 務 局 長

別表第 2（第 5 条関係）

名 称	構 成
入札等制度改革部会幹事会	構 成：各部局主管グループ参事 総務部、農林水産部、土木部等 の関係参事

別記（第 6 条関係）

主 任：商工労働部政策監（総務部参事兼務）

副主任：土木部企画技術領域総括参事（総務部参事兼務）

構成員：総務部総務予算グループ参事

行政経営グループ参事（総務部総務予算グループ主幹兼務）

農林検査グループ参事（総務部総務予算グループ主幹兼務）

建設行政グループ参事（総務部総務予算グループ主幹兼務）

事務局：総務部総務予算グループ

事務局員：総務部、農林水産部、土木部等職員から主任が指名する者

福島県入札制度等監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 入札及び契約の適正化を促進するため、福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約の適正化に係る重要事項の審議を行うこと。
 - (2) 建設工事に関し、入札及び契約の手續、指名停止の運用並びに談合情報への対応状況について、県の機関から報告を受けること。
 - (3) 委員会が抽出した建設工事に関し、競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等についての審議を行うこと。
 - (4) 建設工事に関し、入札及び契約手續並びに工事成績評定に係る再苦情の審議を行うこと。
- 2 委員会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び委員)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員10人で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 8 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第2号及び第3号の事務に係る会議は、原則として4か月に1回開催する。
- 4 第2条第1号及び第4号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 会議の公開に関する取扱いについては、委員長が委員会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第3号に定める建設工事の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第4号の規定により、再苦情の申立があったときは、却下すべき場合を除き、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

3 前項の報告は、再苦情の申立があった日から概ね50日以内に行うものとする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第3号又は第4号の事務に関しては、自己、配偶者、同居の親族、四親等内の血族、又は三親等内の姻族の利害に関係のある事案については審議に加わることはできない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部財務領域総務予算グループにおいて処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成16年3月5日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

附則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県入札監視委員会設置要綱第1条の福島県入札監視委員会の委員として委嘱されている者は、その残任期間中は、改正後の福島県入札制度等監視委員会設置要綱第1条の福島県入札制度等監視委員会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項に規定する委員以外の委員で改正後の福島県入札制度等監視委員設置要綱第3条第2項の規定により新たに委嘱された5人の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず前項に規定する委員の残任期間とする。

福島県入札制度等監視委員会委員名簿

氏名	職業等	備考
あんざい いさお 安 齋 勇 雄	公認会計士	
えがわ かずや 江 川 和 弥	特定非営利活動法人寺子屋方丈舎 常務理事	
おがわ しずこ 小 川 静 子	行政書士	
きたがわ けいこ 北 川 圭 子	郡山女子大学家政学部 助教授	
ささき ひろみつ 佐々木 廣 充	弁護士	
しみず しゅうじ 清 水 修 二	国立大学法人福島大学経済経営学類 教授	委員長
すだ みつえ 須 田 光 江	福島商工会議所 副会頭	
たさき よしこ 田 崎 由 子	金融広報アドバイザー	
はねだ のりお 羽 田 則 男	日本労働組合総連合会福島県連合会 会長	
まつの よしひろ 松 野 義 廣	財団法人福島経済研究所 常務理事	

(五十音順・敬称略)